令和2年2月17日 (令和元年(2019年)度第27号)



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府 県・指定都市保育士会事務局に送付しています。 社会福祉法人 全国社会福祉協議会全 国保育士会事務局

〒100-8980 千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509 Mail hoikushikai@shakyo.or.jp http://www.z-hoikushikai.com

くニュースの内容>

- 令和元年度 第2回委員総会を開催~令和2年度事業計画、予算を決定
- 保育所等における新型コロナウイルスへの対応について(厚生労働省)
- 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について(その2)(厚生労働省)
- 『月刊福祉』3月号「子どもの権利をいかに守るか-社会的養護のこれから」

◆ 令和元年度 第 2 回委員総会を開催 ~令和 2 年度事業計画、予算を決定

令和2年2月13日、令和元年度第2回委員総会を開催しました。

総会では、全国保育士会 村松幹子 会長、全国保育協議会 万田 康 会長、全国社会福祉協議会 寺尾 徹 常務理事、厚生労働省子ども家庭局保育課 大月光康 企画官のあいさつに続き、令和 2 年度事業計画案および予算案を審議し、全会一致で承認されました。

令和 2 年度の事業計画は、「子どもの育ちと保育をめぐる状況が大きく変化するなかにおいても、子どもを中心に考えた保育の質を確保・向上することが何より重要」、「虐待等に関し、保育士等は日頃の保育を通して、子どもや保護者のささいな変化にいち早く気づき、支援することが期待されているとともに、保育士等自身が、子どもを尊重することや子どもの人権擁護について常に意識を高めていくことが必要」、「保育の魅力発信等によって保育人材の確保と養成をすすめるとともに、誇りとやりがいをもって働き続けられる職場づくりに取り組むことが必要」といった情勢認識を踏まえたうえで、「子ども主体の保育」の理解促進と質の向上をめざして、事業に取り組むこととしています。

事業は4つの大きな柱に沿って、計画しており、さらに、重点事業として、令和2年度に保育士会が重点的に取り組む事項を掲げています。



あいさつする村松会長(写真右端)(写真右から、全国 保育士会 村松会長、全保協 万田会長、全社協 寺尾常務 理事、厚生労働省子ども家庭局保育課 大月企画官)



事業計画案、予算案の審議

令和2年度 全国保育士会 事業計画(抜粋)

~「子ども主体の保育」の理解促進と質の向上をめざして~

【保育士会事業の大きな柱】

- 1. 子どもが豊かに育つ、より質の高い保育の実現のための取り組み
- 2. 専門性の向上を実現するための環境構築の取り組み
- 3. 養護と教育が一体となった保育に対する 保護者・地域社会からの理解促進のための取り組み
- 4. 災害被災地保育士の支援

【重点事業の概要】

1. 食育の意義の周知

• 令和元年度に作成した「食育の『言語化』報告書(仮)」の周知を図るとともに、保育関係者、保護者、地域の関係者など、対象者別のパンフレットを作成し、保育所等が取り組んでいる食育の意義を発信することで、より一層理解を深める。また、同報告書およびパンフレットを活用し、内閣府や厚生労働省、農林水産省などに対しても、乳幼児期の食の重要性、自園調理の優位性などを伝える。

2. 児童虐待防止に向けた保育所等における取り組みの推進

• 令和元年度に作成した「児童虐待防止に関する保育者向け研修用ツール(仮)」の活用により、子どもや保護者と日常的に接する立場にある保育士・保育教諭が、不適切な養育が行われている場合にいち早く気づき、専門性を活かした支援につなげる。

3. 保育の魅力の発信

- 若い世代を想定し、保育の魅力ややりがいを発信するとともに、保育士・保育教諭の仕事について、正しく理解できるような情報提供を、保育現場の立場から進める。保育の仕事への正しい理解を進めることで、保育人材の確保につなげるとともに、保育現場での児童・生徒の見学や実習の受け入れを行う際の適切な対応にもつなげる。
- また、若い保育士を想定し、保育の楽しさを発信することで、あらためて保育の魅力ややりがいに気づいてもらい、定着や復職を促進する。

4. 保育士会組織の組織力強化

- 全国保育士会委員に対し、委員総会や委員連絡会議、各部会、研修会等の機会を通じ、各県・市および各園の取り組み・課題の共有、全国保育士会の取り組みの周知などを通じて、帰属意識の向上を図り、組織力の強化につなげる。
- 会員増に向けた取り組みとともに、会員名簿の更新や「保育士会だより」の内容充実、リーフレットを通じた全国保育士会の取り組み周知を通じて、会員の組織に対する帰属意識を向上させるとともに、各県・市組織の組織力強化に向けた働きかけを行う。

令和2年度事業計画の詳細は別添をご参照ください(令和2年度事業計画は全国保育 士会ホームページにも追って掲載します)。

■ 全国保育士会ホームページ

https://www.z-hoikushikai.com/about/donnna/index.html

◆ 保育所等における 新型コロナウイルスへの対応について(厚生労働省)

令和2年2月13日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の保育担当部局等に対し、事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」が発出されました(別添参照)。

これは、令和 2 年 1 月 31 日付で発出された事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」(委員ニュース No.24 参照)の続報となるものです。2 月 13 日午前 0 時から、中国浙江省に滞在歴がある外国人及び同省で発行された同国旅券を所持する外国人も上陸拒否となったことから、新たな内容が加えられました。

全国保育士会事務局抜粋

留意事項 (令和2年2月13日時点更新)

- (1) 新型コロナウイルスについては、風邪やインフルエンザと同様に、まずはマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒により、感染経路を断つこことが重要であること。
- (2) 概ね過去 14 日以内に湖北省又は浙江省から帰国した子どもや保育所等の職員 (武漢市を含む湖北省又は浙江省から帰国した者と濃厚な接触をした者を含む。)(以下「子ども等」とする。)については、保健福祉部局、保健所及び嘱託 医と連携のうえ、発熱(概ね 37.5℃以上)や呼吸器症状があるかどうかを確認し、 次の(ア)又は(イ)に従って対応すること。該当する子ども等がいる場合、施 設長は、すみやかに市区町村(認可外保育施設については都道府県)に対して、 人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われ る子ども等がいる場合は、保健所に報告して指示を求めること。
 - (ア) <u>発熱等の症状により感染が疑われる</u>子ども等については、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに<u>最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、センターから指定された医療機関を受診すること。(※2)</u>
 - (イ) 現に症状がない子ども等についても、帰国又は接触から 14 日間は登園を避け、外出を控えていただくよう、要請するとともに、本人又は保護者等と連絡を密にし、健康状態を観察すること。症状が出現した場合には、上記(ア)に従うこと。
 - (※2)「新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け)」(令和 2 年 2 月 13 日 時点版)では、世界保健機関 (WHO)の Q&A によれば、現時点の潜伏期間は 1-12.5 日 (多くは 5 日 -6 日)とされており、また、他のコロナウイルスの情報などから、感染者は 14 日間の健康状態の観察が推奨されている。
- (3) 新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点が多いことや、日々症状が変化していることを踏まえ、最新かつ正確な情報を保健所等の関係機関と十分連携しつつ、収集すること。また、これらの情報を保育所等の職員に提供するとともに、必要に応じ、子どもや保護者に対する情報提供や相談対応に努めること。
- (4)子ども等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルスに関する適切な知識 を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、新型コロナウイルスを理 由とした偏見が生じないようにするなど、子どもの人権に十分配慮すること。
- ◆ 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの 対応について (その2) (厚生労働省)

上記の事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」に続いて、令和2年2月14日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の民生主管部(局)に対し、事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について(その2)」が発出されました(別添参照)。

これは、国内の感染拡大防止に万全を期すため、職員や子ども、その家族等に対する情報提供ならびに感染症対策に努めていただくべく、啓発ポスターやガイドライン等を案内しているものです。

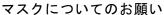
詳細は下記および別添をご参照ください。

■ マスクについてのお願い

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594878.pdf

- 一般的な感染症対策について https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf
- 手洗いについて https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf
- 咳エチケットについて https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf
- 新型コロナウイルス感染症について(Q&A等) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」(厚労省)
 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf







一般的な感染症対策について

◆ 『月刊福祉』3月号「子どもの権利をいかに守るか - 社会的養護のこれから」

「推進計画実施を目前に、社会的養護のさまざまな関係者が語る!」

新しい社会的養育ビジョンによる都道府県社会的養育推進計画に基づく支援が令和2年4月から始まります。社会的養護施設のあり方が問われ、里親等委託率の目標設定における課題も指摘されるなか、支援は子どもの権利が阻害されることなく行われなければなりません。

『月刊福祉』3月号では、そのために必要なことは何か、社会的養護関係者に何が求められるのか、さまざまな視点から検討しています。

【座談会】社会的養護関係者には何が求められるか

川﨑 二三彦 氏 (子どもの虹情報研修センター センター長) 北川 聡子 氏 (日本ファミリーホーム協議会 会長) 桑原 教修 氏 (全国児童養護施設協議会 会長) 平田 ルリ子 氏 (全国乳児福祉協議会 会長) 山縣 文治 氏 (関西大学教授) [進行兼]

- 【論点 I 】個々の子どものニーズに応じた社会的養育を地域でどう実現していくか 宮島 清 氏 (日本社会事業大学専門職大学院 教授)
- 【論点Ⅱ】里親とも連携しつつ専門的な支援が必要な子どもをどう支援するのか 栗延 雅彦 氏(社会福祉法人和泉乳児院 和泉乳児院施設長)
- 【論点Ⅲ】子どものみならずその親への支援をどう展開するか -母子生活支援施設における家庭養育機能の活用に向けて 中島 尚美 氏 (大阪市立大学 特任准教授)
- 【論点IV】社会的養護施設の地域分散化をどのようにすすめていくか 太田 一平 氏(社会福祉法人和敬会 八楽児童寮施設長)
- 【論点VI】ここから先へすすむために—社会的養護の当事者の「声」と視点を活かす 長瀬 正子 氏 (佛教大学社会福祉学部 講師)

詳細は下記をクリックしてください。

https://www.fukushinohon.gr.jp/_surl/209

【体 裁】B5 判/104 頁/2020 年 2 月発行

【販売価格】971円(税別)

【購入申込】全社協出版部受注センター(TEL.049-257-1080、FAX.049-257-3111) または、「福祉の本出版目録」web サイト

https://www.fukushinohon.gr.jp

【お問合せ先】全国社会福祉協議会 出版部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2

 $TEL: 03\text{-}3581\text{-}9511 \hspace{0.5cm} / \hspace{0.5cm} FAX: 03\text{-}3581\text{-}4666$